

# 工業振興共同事業助成金取扱要領

## 1. 助成金の趣旨

複数の事業者が共同で事業を行うことによる、地域の工業の振興事業を支援するものです。

## 2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
工業団地協同組合が単独若しくは共同で、又は事業者が共同で行う通勤バス等の通勤支援業務委託又は事業環境整備事業	工業団地協同組合又は事業者	1 工業団地協同組合又は3社以上（3分の2以上が製造業者で、子会社を除くものに限る。）の事業者が連携して行うものであること。 2 通勤バス等の通勤支援業務委託、案内看板、集中浄化槽、従業員共同駐車場等の工業集積内の事業環境の整備のいずれかに該当すること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 4 みなし同一事業者間での事業でないこと。

- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。
- ※ 国・県等の補助金と併用することはできない。
- ※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。
- ※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者への委託やみなし同一事業者からの車両購入等をいう。

## 3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
経費に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき50万円	1 委託料 2 修繕料 3 工事費 4 車両購入費 5 看板代 6 その他必要と認める経費

- ※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 1の申請に複数の事業を含む場合にあつては、その申請に対する助成金の額は、それぞれの事業に対し算定した助成金の額の合計とする。
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

## 4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から90日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から90日以内）

- ※ 1の申請に複数の事業を含む場合は、それぞれの事業が完了した日のうち最も早い日から90日以内が申請期限  
例：事業A（4月10日完了）、事業B（5月10日完了）をまとめて申請する場合、申請期限は4月10日から90日以内

## 5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	<b>交付申請時の提出書類</b>	<b>備 考</b>
	助成金交付申請書	【第 6 号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】 ※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	個人事業主チェックシート	【市様式】 ※個人事業主のみ
	請求書又は契約書の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	事業内容を証する写真	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	<b>助成金請求時の提出書類</b>	<b>備 考</b>
	請求書	【第 13 号様式】
	助成金交付申請書の写し	

## 6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 1（第 3 条関係）に定める工業振興共同事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

## 7. 問い合わせ

### 春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0 5 6 8 - 8 5 - 6 2 4 7

F A X 0 5 6 8 - 8 4 - 8 7 3 1

メー ル kigy@city.kasugai.lg.jp